## 京都 大学 寄附 講座及び寄附研究部門規程新旧対照表

前

(前略)

改

(寄附講座等の構成)

第9条 寄附講座等には、少なくとも教授又は准教 第9条 授に相当する者1人及び准教授又は助教に相当する者1人の教員を置くものとする。

īF.

- 2 寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教 員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、 寄附研究部門教員とする。
- 3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員(以下「寄 附講座教員等」という。)は、特定教員(年俸制特 定教員を含む。)、有期雇用教職員又は時間雇用教 職員とする。ただし、外国人については、組織規 程第14条第1項に規定する外国人教師又は外国 人研究員として雇用することができる。
- 4 寄附講座教員等の選考は、当該部局の教員選考 4 基準及び選考方法に準じて行うものとする。
- 5 寄附講座教員等には、京都大学客員教授及び客 5 員准教授等に関する規程(昭和47年達示第11 号)の定めるところにより、「客員教授」又は「客 員准教授」を称せしめることができる。

(後略)

(寄附講座等の構成)

改



3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員(以下「寄 附講座教員等」という。)は、<u>年俸制特定教員(国</u> 立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 の一部を改正する規則(平成20年達示第8号) 附則第2項の規定により雇用される特定教員を含 む。)、有期雇用教職員又は時間雇用教職員とする。 ただし、外国人については、組織規程第14条第 1項に規定する外国人教師又は外国人研究員とし て雇用することができる。

īF.

後



附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。